

韓国知的財産ニュース 2023 年 12 月前期

(No. 499)

発行年月日：2023 年 12 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】特許法とその所属機関職制の施行規則の一部改正令案
(特許庁公告第 2023-276 号)
- 1-2 【行政予告】商標調査等商標審査支援の事業管理に関する告示の
一部改正(案)(特許庁公告第 2023-277 号)
- 1-3 【代案】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2125824)
- 1-4 【立法予告】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の施行規則の
一部改正案(産業通商資源部公告第 2023-855 号)
- 1-5 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の
一部改正法律案(議案番号：2125779)
- 1-6 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の
一部改正法律案(議案番号：2125866)
- 1-7 【行政予告】知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定の
一部改正告示(案)(特許庁公告第 2023-279 号)
- 1-8 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2125921)

関係機関の動き

- 2-1 日中韓特許庁、革新的中小企業のための知財の役割をテーマに
「第 11 回ユーザーシンポジウム」を開催
- 2-2 韓国特許庁、「2023 自動運転の競争力高度化に向けた特許および技術
に関する公開討論会」を開催
- 2-3 韓国特許庁、WIPO と共同で AI と IP 教育のカリキュラムを運営する
- 2-4 韓国特許庁、アイデア取引の活性化に向けた「第 1 回アイデアの日」を開催
- 2-5 韓国特許庁、「2023 知財権分野の FTA に関する説明会」を開催

- 2-6 EV 充電インフラ業界とコア技術の知財権に関する懇談会を開く
- 2-7 韓・インドネシア特許庁が特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを実施
- 2-8 建設勤労者共済会と知財権保有企業への投資活性化に向けた MOU 締結
- 2-9 知財権保有のスタートアップ企業への投資誘致に向けたデモンストレーションデーを開く
- 2-10 韓国特許庁、産業財産権の登録原簿の情報が取得できる API サービスを提供する
- 2-11 韓国特許庁が指定する知的財産の価値評価の専門機関が大幅に拡大される

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、水源地裁と「裁判所・調停連携制度」に関する業務協約を締結
- 3-2 韓国特許庁、米国の IP 専門家が参加する「米国 IP 保護の研究会」を開催
- 3-3 韓国特許庁、「2023 模倣品の流通防止に向けた協議会の成果共有会」を開き
- 3-4 韓国特許庁、「海外知財権紛争への対応戦略カンファレンス」を開催
- 3-5 韓国特許庁が「特許紛争リスク警報システム」を更新、海外での侵害被害を防ぐ
- 3-6 韓国知識財産学会と「メタバース上のも模倣品の流出防止」をテーマに討論会を開く

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、「2023 商標ビッグデータカンファレンス」を開く

その他一般

- 5-1 高効率の環境配慮型青色量子ドットの特許出願の増加率、韓国が 51.3%と世界トップ
- 5-2 職業高校生向け「第 13 期 IP マイスタープログラムの修了・授賞式」を開催
- 5-3 韓国特許庁、「2023 生活発明コリア」の授賞式を開催
- 5-4 半導体業界の退職人材を特許審査官として採用する特許庁、「人事革新優秀事例」の大賞を受賞

法律、制度関連

1-1 【立法予告】特許法とその所属機関職制の施行規則の一部改正令案(特許庁公告第 2023-276 号)

電子官報 (2023. 12. 1.)

特許庁公告第 2023-276 号

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり広告します。

2023 年 12 月 01 日

特許庁長

「特許庁とその所属機関職制の施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

部処横断的に人員を統合して効率よく管理するための統括活用定員制の運営計画に基づいて国政課題・政策懸案等の推進のための人材活用を目的に特許庁の定員 15 人（5 級 9 人、6 級 4 人、8 級 1 人、9 級 1 人）と特許庁ソウル事務所の定員 1 人（6 級 1 人）を減縮し、特許庁の特許審査業務のために評価対象として増員した定員 34 人（4 級又は 5 級 1 人、6 級 24 人）、商標・意匠審査業務のために評価対象として増員した定員 14 人（4 級又は 5 級 1 人、6 級 13 人）及び不正競争行為、商標権・特許権・意匠権の侵害及び営業秘密侵害行為の取り締まり業務を行うために評価対象として増員した定員 5 人（4 級又は 5 級 1 人、6 級 4 人）の評価期間をこれまでの評価結果によってそれぞれ 2023 年 12 月 31 日から 2024 年 12 月 31 日まで 1 年延長する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正（大統領令第 00000 号、2023 年 12 月 19 日公布、2023 年 12 月 28 日施行）されるにつれ変更する事項を反映する。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2023 年 12 月 8 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にてオンライン上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際にはその理由を明記）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁革新行政担当官室（〒35208）
電子郵便：stone123@korea.kr
Fax：（042）472-3504

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計 > 法令及び条約 > 立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室 (電話042-481-5054) にお問い合わせください。

1-2 【行政予告】商標調査等商標審査支援の事業管理に関する告示の一部改正 (案)
(特許庁公告第 2023-277 号)

電子官報 (2023. 12. 4.)

特許庁公告第 2023-277 号

「商標調査等商標審査支援の事業管理に関する告示」を改正するに当たり、その制定理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 46 条に基づいて次のとおり広告します。

2023 年 12 月 04 日

特許庁長

「商標調査等商標審査支援の事業管理に関する告示」の一部改正 (案) の行政予告

1. 制定理由

商標審査支援事業の専門性・安定性・透明性を向上するため調査員の資格要件を追加し、専門機関による事業参加への制限理由を明確に規定し、事業・専門機関に対して一次的に専担機関の管理・監督を受けるよう変更するなど改正する。

2. 主要内容

- イ. 調査員になるための資格要件 (国内/国際: 商標情報検索士) (国際: 英語語学試験) 追加及び調査経歴に基づく調査員の教育時間の変更等 (案第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条)
- ロ. 不誠実 (2 回連続の評価最下位又は下位 20%) 又は不公正な事業遂行専門機関による商標調査分析及び分類事業への参加の排除 (案第 19 条の第 2 項、第 20 条の 2 の第 1 項)
- ハ. 新規調査員の物量制限 (80%) 及び専門機関に既に依頼された物量の回収理由 (業務停止、登録取消、契約解除・変更等) の追加 (案第 22 の第 1 項及び第 6 項、第 25 条の第 1 項)
- ニ. 品質評価の基準の改編及び簡素化 (案 [別表 2])

- ホ. 商標法の施行令の改正（第 12 条の第 8 号削除）に基づく優先審査関連の規定の削除（案第 31 条、第 32 条）
- へ. その他専担機関に事業・機関管理機能の移転及び変更された部署名称の反映、その他規定の明確化等（案第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条等）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2023 年 12 月 26 日までに統合立法予告センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にてオンライン上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際にはその理由を明記）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

(302-701) 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1306 号商標審査政策課
 電子郵便：astraera79@korea.kr
 Fax：(042) 472-3468

4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁商標審査政策課（電話042-481-5054、Fax 042-472-3468）にお問い合わせください。

1-3 【代案】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125824）

議案情報システム（2023. 12. 7.）

議案番号：2125824

提案日：2023年12月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	経過
大・中小企業	2122556	イ・インソン議員	2023. 6. 9	－第410回国会（常会）第3次全体

の共生協力促進に関する法律の一部改正 法律案				会議（2023. 9. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正 法律案	2122560	キム・ソンウォン 議員	2023. 6. 9	－第410回国会（常会）第3次全体会議（2023. 9. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正 法律案	2123036	キム・ヨンミン 議員	2023. 6. 30	－第410回国会（常会）第3次全体会議（2023. 9. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正 法律案	2123119	クオン・ミョンホ 議員	2023. 7. 6	－第410回国会（常会）第3次全体会議（2023. 9. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案	2123457	チェ・ヒョンドウ議員	2023. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> －第410回国会（常会）第3次全体会議（2023. 9. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案	2124634	イ・ヨンビン議員	2023. 9. 22	<ul style="list-style-type: none"> －第410回国会（常会）第10次全体会議（2023. 11. 16.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論及び小委員会に回付 －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案	2124934	キム・ハンジョン議員	2023. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> －「国会法」第58条の第4項に基づき中小ベンチャー企業小委員会に直接回付（2023. 11. 21.） －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）
大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案	2124988	キム・ギョンマン議員	2023. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> －「国会法」第58条の第4項に基づき中小ベンチャー企業小委員会に直接回付（2023. 11. 21.） －第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）に審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第410回国会（常会）第1次中小ベンチャー企業小委員会（2023. 11. 21.）で上記8件の法律案を審査した結果、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成した。
- ロ. 第410回国会（常会）第12次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 11. 23.）で中小ベンチャー企業小委員会が審査報告したとおり、8件の法律案に対してはそれぞれ本会議に付議しない代わりに委員会の代案を1件提案することを議決した。

2. 代案の提案理由

現行法では、委託企業が受託企業の技術資料を流用するか受託企業に報復を目的に不当な行為をした場合には、損害額の3倍以内の範囲で賠償責任を負うよう規定しているが、委託企業が賠償しなければならない金額より技術資料の流用により得る経済的利益の方が大きい場合が多く技術奪取の事例が依然として相次いでいるため、違反行為をした委託企業に対してより重い損害賠償責任を問う必要があるとの指摘がある。

したがって、委託企業による不当な技術資料の流用行為等に対する損害賠償金額の上限を損害額の3倍から5倍に引き上げ、現行の3倍限度の損害賠償責任の適用対象を「下請取引の公正化に関する法律」のように不当な物品等の受領拒否及び納品代金の減額等に拡大することで技術流用等の違反行為により発生した財産上の被害に対する実質的な補填を図り違反行為に対する抑止機能を高める目的である。

一方、現行法では、納品代金の支給等に関連する紛争を解決する際に委託企業に立証責任を問うが、これを納品代金の連動に関わる脱法行為による紛争の場合にも適用して納品代金連動制を制度的に補完し公正な受託・委託取引の秩序の確立を図る目的である。

その他、納品代金の調整代行協議の申請要件の削除、損害賠償請求訴訟に関して裁判所が送付を求める記録の具体化等、現行法の不備を見直す。

3. 代案の主要内容

- イ. 政府が大企業と中小企業間の福祉格差の緩和のために必要な施策を樹立・施行できるようにする（案第18条の第2項の新設）。
- ロ. 供給原価の変動により納品代金の調整が不可避であるため受託企業が中小企業共同組合等に調整に関する代行協議を申請する場合、その申請要件を削除する（案第22条の2の第2項）。
- ハ. 納品代金の連動に関わる脱法行為により紛争が発生した場合、委託企業が立証責任を負う（案第25条の2）。
- ニ. 損害賠償請求の訴が提起された場合、裁判所が中小ベンチャー企業部長官に求める当該事件に関する記録の種類を明確にする（案第40条の第4項）。
- ホ. 委託企業による不当な技術資料の流用行為等に対する損害賠償金額の上限を損害額の3倍から5倍に引き上げ、現行の3倍限度の損害賠償責任の適用対象を拡大する（案第40条の2の第2項）。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第18条の題目の中「賃金格差」を「賃金及び福祉格差」に改め、第18条の題目外の部分を第1項にし、同条に第2項を次のように新設する。

- ② 政府は大企業と中小企業間の福祉格差の緩和のために必要な施策を樹立して施行できる。

第22条の2の第2項の本文中「大統領令で定める基準以上に変動され」を「変動され」に、「不可避な理由が発生した場合には」を「不可避な場合には」に、「委託企業」を「大統領令で定める委託企業」に改める。

第25条の2の中「第25条の第1項の第1号」を「第21条の第4項、第25条の第1項の第1号」に改める。

第40条の第4項の中「当該事件の記録の」を「次の各号に基づく当該事件記録の」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 事件関係者、参考人又は鑑定人に関する陳述書
2. 当事者が提出したか現場調査の過程で当事者から確保した記録の全体目録
3. その他当該事件に関する調査記録

第40条の2の第2項の本文中「第25条の第1項の第14号」を「第25条の第1項の第1号・第3号・第7号・第14号」に、「その者に発生した損害の3倍を超えない」を「次の各号の区分に基づく」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 第25条の第1項の第1号・第3号・第7号・第14号のイ目1) 又は同号のロ目を違反した場合：損害を受けた者に発生した損害の3倍以内
2. 第25条の第1項の第14号のイ目2) 又は同条の第2項を違反した場合：損害を受けた者に発生した損害の5倍以内

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。ただし、第22条の2の第2項の改正規定は公布した日から施行する。

第2条（調整協議の申請要件の削除に関する適用例）第22条の2の第2項の改正規定はこの法律の施行当時、中小企業協同組合が納品代金の調整のための協議の申請を受けた場合に対しても適用する。

第3条（委託企業の立証責任に関する適用例）第25条の2の改正規定はこの法律の施行後、第28条に基づく紛争調整の要請があったか損害賠償請求の訴が提起された場合から適用する。

第4条（裁判所による記録の送付の要求に関する適用例）第40条の第4項の改正規定はこの法律の施行当時、裁判所に係属中の事件に対しても適用する。

第5条（損害賠償責任に関する適用例）第40条の2の第2項の改正規定はこの法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

産業通商資源部公告第 2023-855 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の施行規則の一部改正(案)を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり広告します。

2023 年 12 月 07 日

産業通商資源部長官

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の施行規則の一部改正案の立法予告

1. 改正理由

産業技術対象機関に産業技術の侵害が発生した場合のみならず、侵害発生のある恐れがある場合にも「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」(以下、「産業技術保護法」)の第 15 条の第 1 項に基づく申告の義務があることを明確に認知するよう産業技術保護法の施行規則の第 5 条産業技術侵害申告書(別表第 7 号書式)を改正する目的である。

2. 主要内容

イ. 産業技術侵害申告書の申告内容の修正(別表第 7 号書式の修正)

- 1) 産業技術保護法の第 15 条では、流出及び侵害行為が発生する恐れがあるか発生した場合には即時申告するよう規定する(強行規定)
- 2) 侵害発生のある恐れがある場合にも申告する義務があることを明確に認知するよう申告内容を修正

※(現行)申告内容:侵害内容→(変更)申告内容:侵害内容又は侵害の恐れがある内容

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 1 月 16 日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンライン上で意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見(反対の際にはその理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合、その名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

世宗市ハンヌリ大路 402 技術安保課

電子郵便：bokai@korea.kr

Fax：（044）203-4707

4. その他事項

改正案に関する詳細は、産業通商資源部技術安保課（電話 044-203-4857、Fax 044-203-4707）にお問い合わせください。

1 - 5 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2125779）

議案情報システム（2023.12.7.）

議案番号：2125779

提案日：2023年12月7日

提案者：ヤン・ヒャンジャ議員（韓国の希望）外9人

提案理由

現行法では、国家先端戦略事業の革新的な発展を図り産業生態系を作るために国家先端戦略産業の特化団地（以下、「特化団地」とする）の造成・運営に関する規定を定めて一定の資格を持つ法人等がそれを造成し、国家又は地方自治団体が特許団地の円滑な運営のために産業基盤施設の設置等に必要な費用の全部又は一部を優先的に支援するよう規定している。

しかし、特化団地を育成し先端技術を保護するための国家及び地方自治団体による支援を多様化・強化すべきだとの意見が提起されているが、具体的に民間法人が特化団地の産業基盤施設を先に造成しその後それにかかる費用の支援を受けるよりは、国家又は地方自治団体が直接産業基盤施設を造成する方が効果的であり、国家は特化団地の造成・運営に必要な費用を追加に支援する必要がある、特化団地内の容積率の最大限度を引き上げるべきであり、勤労者が国家レベルで重要な技術を流出した場合、「勤労基準法」上の正当な理由に基づく解雇に値する。

したがって、こうした要求事項を反映して特化団地に対する国家及び地方自治団体の財政的・強制的な支援を強化し企業が事業展開しやすい産業生態系を造成することで国家先端戦略産業の持続可能な成長基盤を構築して国民経済の発展に貢献する目的である。

主要内容

- イ. 戦略技術保有者が戦略技術の流出及び侵害行為をした勤労者を解雇した場合には「勤労基準法」に基づく正当な理由上の解雇とみなす（案第15条の2の新設）。
- ロ. 国家又は地方自治団体が産業基盤施設を直接造成できるようにする（案第20条の第6項の新設）。
- ハ. 国家は特化団地の造成・運営に必要な費用を支援する場合、大統領令で定める規定に基づいて補助率を引き上げ支援できるようにする（案第20条の第7項の新設）。
- ニ. 特化団地の容積率は450パーセント以下の範囲で大統領令で定める（案第22条の2の新設）。

法律第 号

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第3章に第15条の2を次のように新設する。

第15条の2（戦略技術を流出及び侵害した勤労者に対する解雇特例）戦略技術の保有者が第15条を違反する行為をした勤労者を解雇した場合には「勤労基準法」第23条の第1項に基づく正当な理由上の解雇とみなす。

第20条の第1項の第1号の中「含める」を「含める。以下同様である」に改め、同条の第5項を第8項にし、同条に第6項及び第7項をそれぞれ次のように新設する。

- ⑥ 国家又は地方自治団体は第1項に関わらず、特化団地の円滑な運営のために産業基盤施設を直接造成できる。
- ⑦ 国家は第1項に基づく特化団地の造成・運営に必要な費用を支援する場合「補助金の管理に関する法律」第10条に基づく差等補助率に関わらず、大統領令で定める規定に基づいて補助率を引き上げて支援できる。

第22条の2を次のように新設する。

第22条の2（容積率に関する特例）① 特化団地の容積率は「国土の計画及び利用に関する法律」第78条の第1項に関わらず、450パーセント以下の範囲で大統領令で定める。

- ② 戦略技術保有者が特化団地内に工場を設立する場合には「建築法」第2条の第1項の第1号に関わらず、「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第13条に基づき工場設立等の承認を得てその工場が設立される一団の土地を1つの敷地にみなして容積率を算定する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（解雇特例に関する適用例） 第15条の2の改正規定は、この法律の施行後に第15条を違反する行為をした勤労者から適用する。

1-6 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2125866）

議案情報システム（2023.12.8.）

議案番号：2125866

提案日：2023年12月8日

提案者：ヤン・ヒャンジャ議員（韓国の希望）外14人

提案理由及び主要内容

現行法では、国家先端戦略技術（以下、「戦略技術」とする）を保護するために戦略技術の保護措置に関する規定を設けて戦略技術を保有する者（以下、「戦略技術保有者」とする）が保護区域を設定し戦略技術を取り扱う人材の守秘義務に関する契約を締結する等の保護措置をするよう定めている。

しかし、最近半導体・二次電池等の戦略技術をめぐる世界的な競争が個別企業を超えて国家レベルにまで拡大している中で、米国商務省は半導体補助金の支給基準を発表し、それに基づき関連企業に対して半導体企業の営業秘密（半導体企業の在庫、需要、販売情報、歩留まり等）の提出を求めることにより、韓国国内の半導体企業の中核技術が流出する恐れがある。

したがって、戦略技術保有者に対し、実質的に支配する海外事業場が海外政府から資料の提出等を求められた場合には戦略技術が流出されないよう保護措置を取ることで、戦略技術を保護して国家・経済の安全保障に貢献する目的である（案第14条の第7項・第50条の第5項の新設及び第14条の第8項）。

法律第 号

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第14条の第7項を第8項にし、同条に第7項を次のように新設し、同条の第8項（従前の第7項）の中「契約」を「契約と第7項に基づく実質的に支配する海外事業場の基準」に改める。

- ⑦ 戦略技術保有者は当該の戦略技術に関連して実質的に支配する海外事業場が海外政府から資料提出や現場調査等を求められた場合には、実質的に支配する海外事業場から戦略技術が流出されないよう大統領令で定める保護措置を取るべきである。

第50条の第5項を第6項にし、同条に第5項を次のように新設する。

- ⑤ 第14条の第7項を違反して戦略技術の流出防止等大統領令で定める保護措置を取らない者は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処される。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（戦略技術の流出防止義務に関する適用例） 第14条の第7項の改正規定は、この法律の施行前に行われた外国政府からの要求に対して海外事業場が応じない場合にも適用する。

1-7 【行政予告】知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定の一部改正告示（案）
（特許庁公告第2023-279号）

電子官報（2023.12.11.）

特許庁公告第2023-279号

知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第46条に基づいて次のとおり広告します。

2023年12月11日

特許庁長

知的財産ポイントの付与及び使用に関する規定の一部改正告示（案）の行政予告

1. 改正理由

自動納付の最初申請者及び一定の回数以上申請した場合と携帯電話番号の変更又は更正の申請を行う場合に対する知的財産ポイントの付与期間を延長して個人及び中小企業に手数料の負担を緩和する制度を持続的に運営する目的である。

2. 主要内容

- イ. 特許料・登録料又は手数料の自動納付を申請する場合（特許顧客番号を基準に自動納付を申請する最初 1 回のみ付与）に知的財産ポイントを付与する期限を 2026 年 12 月 31 日までに延長（案第 3 条の第 3 項の第 1 号）
- ロ. 特許料・登録料又は手数料を自動納付した回数が一定の回数以上の場合に知的財産ポイントを付与する期限を 2026 年 12 月 31 日までに延長（案第 3 条の第 3 項の第 2 号）
- ハ. 特許顧客番号の情報の中で携帯電話番号を変更又は更正する申請を行う場合（特許顧客番号を基準に携帯電話番号の変更又は更正の申請を行う最初 1 回のみ付与）に知的財産ポイントを付与する期限を 2026 年 12 月 31 日までに延長（案第 3 条の第 3 項の第 4 号）

3. 意見提出

この改正案について意見がある団体又は個人は 2023 年 12 月 26 日までに次の事項を記載した意見書を特許庁（参照：産業財産情報政策課）に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛否意見とその理由）

改正（案）	修正（案）	修正理由

- ロ. 氏名（団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. 意見提出の方法：電子郵便、郵便または Fax
 - 1) 電子郵便：jsw1618@korea.kr
 - 2) 送り先：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟 1604 号産業財産情報政策課
 - 3) Fax：（042）472-3460

二. その他詳細については特許庁産業財産情報政策課（電話 042-481-8756）にお問い合わせください。また、行政予告に関する改正案は特許庁ウェブサイトにて閲覧できます。

1 - 8 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125921）

議案情報システム（2023.12.14.）

議案番号：2125921
 提案日：2023年12月14日
 提案者：イ・ジョンベ議員（国民の力）外9人

提案理由及び主要内容

現行法では、産業技術を不正な方法で取得したか守秘義務があるにも産業技術を流出した者等に対して15億ウォン以下の罰金等一定金額以下の罰金を科すよう定めている。一方、国家情報院産業機密保護センターの調査によると、2003年から2023年7月まで奪取された先端技術552件の被害額は100兆ウォンを超える規模だと分析される。

しかし、このように産業技術の流出による莫大な被害規模を考慮せず、当該の行為に対する罰金を一定金額の以下で定めることは罰則の実効性に欠けている。

したがって、産業技術の流出行為等に対して懲罰的損害賠償と類似にその被害規模の水準に合わせて罰金を科し、国家コア技術の流出に対しては刑と罰金を加重することで産業技術の流出を効果的に防止し産業技術をより手厚く保護する目的である（案第36条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項の後段の中「15億ウォン以下の」を「その違反行為から得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上から5倍以下に相当する」にし、同条第2項の中「15億ウォン以下の」を「その違反行為から得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上から5倍以下に相当する」にし、同条第3項の中「10億ウォン以下の」を「その違反行為から得た利益又はその対象機関に発生した損害額の2倍以上から5倍以下に相当する」にし、同条第9項を次のように新設する。

⑨第1項に当たる罪を犯した者は、その罪に対して法律で定められた刑の2分の1まで加重する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（法則に関する経過措置） この法律の施行前の行為に対して罰則を適用する際には第36条第1項から第3項までの改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

関係機関の動き

2-1 日中韓特許庁、革新的中小企業のための知財の役割をテーマに「第11回ユーザーシンポジウム」を開催

韓国特許庁（2023.12.1.）

三国特許庁による中小企業向け支援政策の紹介や IP 金融専門家との情報共有を行う

韓国特許庁は日中韓特許庁長官会合の開催を機に 12 月 1 日金曜日、SIGNIEL 釜山（釜山市海雲台区）にて第 11 回日中韓ユーザーシンポジウムを開いたと発表した。

日中韓ユーザーシンポジウムは、毎年開かれる日中韓特許庁長官会合の連携イベントとして三国持ち回りで開催されている。ユーザーシンポジウムは知的財産分野の最新動向をユーザーに紹介し、意見をとりまとめて政策に反映するなどのチャンネルとなっている。

今回のユーザーシンポジウムでは、「革新的中小企業のための知的財産の役割」というテーマで日中韓 3 庁の政策関係者が各庁における中小企業向け支援政策を紹介し、IP 金融専門家が有望な知的財産権の価値評価を基にしたビジネス化への資金投資などについて説明を行った。参加者は、各庁が進めている知的財産分野における中小企業向け支援政策を把握し、有望な特許権を保有する中小企業がビジネス化を推進する上で資金を確保するルーツなどについて情報を共有された。

韓国特許庁長は「革新技术を保有する中小企業が世界市場で活躍するためには、保有する技術を知的財産権として保護し、これを基に資金を調達しビジネス化を進めるなどして得た収益を技術開発に再投資するなど、イノベーション性のあるエコシステム構築すべきである」とし、「今後も特許庁は日本と中国の特許庁と緊密な連携を図ることで中小企業を有効に支援できる知財権基盤の環境づくりに取り組み、それに関する最新の情報をユーザーに積極的に提供していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「2023 自動運転の競争力高度化に向けた特許および技術に関する公開討論会」を開催

韓国特許庁（2023.12.4.）

特許分析で自動運転技術をリードする！

韓国特許庁は韓国自動運転産業協会と共同で「2023 自動運転の競争力高度化に向けた特許および技術に関する公開討論会」を 12 月 4 日月曜日に aT センター（ソウル）にて開催すると発表した。

【2023 自動運転の競争力高度化に向けた特許および技術に関する公開討論会】
（日時/場所）2023 年 12 月 4 日月曜日/aT センター創造ルーム 1（14 階）

(ソウル、良才洞)

(主催) 韓国特許庁の自動運転特許研究会、韓国自動運転産業協会

(参加) 自動運転関連の産業界、学界、研究界など約 50 人 (対面形式)

(テーマ) ①自動運転の関連産業 (UAM、自動運転センサー、モニタリングシステム)
の特許動向

②自動運転技術の事業事例および BM 特許の出願

未来の自動車産業のカギとされる自動運転について特許の観点から技術開発の方向を模索する場として、特許庁の自動運転特許研究会と自動運転産業から専門家約 50 人が参加する。

公開討論会では、①自動運転技術の最新の特許出願の動向と技術開発の動向について話し合う。特許庁は、自動運転のコア技術である自動運転センサーとモニタリングシステムのみならず、最近注目されている UAM に関する特許の分析結果を共有する。また、②関連企業の自動運転技術の事業事例を共有し、企業向けの自動運転産業の特許戦略が紹介される。

特許庁のデジタル融合審査局長は「最近、産業構造の変化を迎えている自動運転産業では、特許および技術の動向分析を基盤に未来市場の方向性を予測して企業が積極的に市場の動きに備えることが求められている」とし、「今回の公開討論会が自動運転産業界の今後の技術開発および特許戦略の策定に貢献することを期待する」と述べた。

2-3 韓国特許庁、WIPO と共同で AI と IP 教育のカリキュラムを運営する

韓国特許庁 (2023. 12. 4.)

「生成 AI の出現と知財環境」など AI に関する知財の話題を話し合う

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO※) と 12 月 4 日月曜日から 12 月 8 日金曜日まで人工知能技術分野の知財権の能力強化に向けた「韓国・世界知的所有権機関 (WIPO) ※人工知能 (AI) & 知的財産 (IP) 教育カリキュラム」をオンライン上で運営すると発表した。

※世界知的所有権機関 (WIPO: World Intellectual Property Organization) : 国連傘下の知的財産分野の国際機関

本カリキュラムは、特許庁が WIPO と協力して 2021 年に初めて開設した。AI に関する特許審査制度、審査事例、主要国の審査指針の比較および行政システムの適用事例など AI

と IP を融合した内容である。

今年は、生成 AI の出現と知的財産の環境、AI がもたらす人間の権利変化、AI による知財権利の適格性などの内容が盛り込まれ、WIPO および特許庁の関係者と外部の専門家が 5 日間講義を行う。世界 73 か国から AI および IP 分野の専門家約 100 人が参加する。

今回の教育を通じて AI が発展するにつれ世界で注目を集めているさまざまな知的財産分野の話題を深堀することで、先進国と開発途上国間の対応の格差を縮め世界が AI をめぐる課題に共同対応していく環境づくりができるとみられる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回のカリキュラムを通じてこれまで AI の発展がもたらす知財分野の変化や課題を考察できると思う」とし、「今後も技術発展により現れるさまざまな知財をめぐる環境の変化について紹介し話し合う教育カリキュラムを開発して国際社会に普及していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、アイデア取引の活性化に向けた「第 1 回アイデアの日」を開催

韓国特許庁 (2023. 12. 4.)

特許庁基盤のプラットフォームによるアイデア取引の累積金額 2 億ウォンを超え

韓国特許庁は 12 月 4 日水曜日、ソナムアートホール（ソウル江南所在）にてアイデア取引の活性化に向けた「第 1 回アイデアの日」を開催すると述べた。

イベントではアイデア取引の活性化の優秀事例とアイデアの保護および活用方策に関する研究成果を発表し、アイデア取引の有功者への褒賞、国民向けアイデアコンペの授賞などが行われる。

【アイデア取引の有功者への褒賞：株式会社 VARUP、国土安全管理院が特許庁長表彰を受賞】

今年初めて行われたアイデア取引の有功者への褒賞では、アイデア取引の活性化に貢献した団体に特許庁長表彰（2 点）と韓国発明振興会長表彰（2 点）を授賞する。

特許庁長表彰を受賞する株式会社 VARUP はアイデアロを通じて、高齢者が多い清掃労働者の労働環境を配慮した軽くてシンプルなデザインの「列車客室の清掃カート」のアイデアを提案して鉄道技術専門会社の KORAIL Tech などと納品契約を締結した。

※誰でも簡単かつ安全にアイデアを常時取引できる特許庁の大衆向けプラットフォーム
(www.idearo.kr)

もう一つの特許庁長表彰の受賞者である国土安全管理院は、建設・施設物の安全管理など
に関してアイデアロを積極活用して 74 件の課題を募集し一般国民から 123 件のさまざま
なアイデアを購入するなどアイデア取引の活性化に貢献した。

【デニス・ホン教授を広報大使に任命、アイデア制度改善協議体による研究結果を発表】

世界的なロボット工学者デニス・ホン教授※がアイデアロの初代広報大使として任命さ
れる。ホン教授は「違う観点から見る、新しくつなげる」というテーマで特別講義を行う。
※米 UCLA 機械航空工学科教授兼 RoMeLa(Robotics and Mechanisms Laboratory、ロボッ
トメカニズム研究所) 研究所長

今年下半期にアイデア制度改善協議体により行われたアイデア取引の仕組み、市場活性
化の方策、保護制度などに関する研究結果も発表される。

アイデアロは 2021 年 3 月にオープンされた以降今年 10 月まで約 15,000 人が加入し、
6,602 件のアイデア登録と 509 件のアイデア取引が行われている。今年初めてアイデア取
引の累積金額が 2 億ウォンを超えた※。

※アイデアロの運営業績 (2021 年 3 月～2023 年 10 月)

区分	2021 年	2022 年	2023 年 (～10 月)	累積
件数 (件)	112	155	242	509
金額 (千ウォン)	59,310	49,010	122,523	230,843

特許庁の産業財産政策局長は「アイデアロを通じてさまざまなアイデアが提案され取引
されるなどアイデアにかかわる活動が活発になっている」とし、「企業が直面する課題を
国民からのクリエイティブなアイデアで解決できる有効なプラットフォームとして定着
してほしい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「2023 知財権分野の FTA に関する説明会」を開催

韓国特許庁 (2023. 12. 5.)

FTA における知財権分野の最新動向を共有して企業の海外進出を支える！

韓国特許庁は12月5日火曜日、韓国知識財産センター（ソウル江南区所在）の大講義室にて海外に進出（予定）する企業や個人を対象に「2023 知財権分野の自由貿易協定（FTA）に関する説明会」を開催すると発表した。

説明会は、知財権に関わる通商ルールの最新動向を共有する場として、韓国の自由貿易協定の推進状況、デジタル貿易環境の変化が知財権に与える影響、FTAにおける有名商標の保護、営業秘密保護の4つのテーマについてテーマ発表とディスカッションが行われる。

第一に、韓国が締結している FTA の知財権分野の主な内容について発表される。韓国は2004年チリとの締結を皮切りに、米国、欧州連合、中国などの主要国と FTA を締結しており、2023年にはフィリピン、アラブ首長国連邦、エクアドルなど新興国にまで拡大している。現在まで発効・妥結した計23件の貿易協定のうち19件に知財権保護ルールが盛り込まれている。

第二に、最近注目を集めているデジタル環境と知財権について発表される。米中貿易摩擦で激化しているデジタル技術をめぐる覇権争い、新型コロナウイルスのパンデミックによるEコマース市場の爆発的な成長、メタバース活用の拡大など、急変するデジタル貿易環境に対応する知財権ルールの在り方について考える。

第三、第四の発表では、有名商標と営業秘密保護ルールに関する主要国の協定書について詳しく説明される。韓国企業が海外市場で商標の無断使用の被害を受けたり、企業の競争力の源泉となる営業秘密を侵害されたりした場合、通商ルールを活用して対応策を設ける上でも参考になると期待される。

特許庁の産業財産保護協力局長は「貿易協定に基づく知財権保護ルールは、韓国企業が海外で有効に知財権を創出・保護・活用できる制度的基盤である」とし、「今後も特許庁は FTA における知財権分野の交渉を通じて海外でより良い経営環境を整えるために取り組んでいく」と述べた。

説明会の詳細は特許庁の産業財産通商協力チーム（042-481-5071）から確認できる。

2-6 EV 充電インフラ業界とコア技術の知財権に関する懇談会を開く

韓国特許庁（2023.12.7.）

EV の高速充電および過熱防止技術において国際出願の競争力を高める

【特許庁と EV 充電インフラ業界、EV の高速充電および過熱防止技術分野の知財権に関する懇談会を開催（12月6日）】

韓国特許庁は12月6日水曜日、特許庁ソウル事務所にて電気自動車（EV）充電インフラ業界と EV 充電インフラのコア技術である高速充電および過熱防止技術（充電安全技術）の知財権に関する懇談会を開催した。

懇談会は、韓国国内外の EV 普及拡大の促進に欠かせない高速かつ安全な EV 充電への消費者需要が急増していることを受けて、EV の高速充電および過熱防止技術に関する産業および特許の動向を共有し、世界での特許競争力の強化に向けた今後の政策支援の方向を示す目的である。

懇談会には大手企業、中小企業、スタートアップ企業、出捐研究機関、公共機関など EV 充電インフラ分野で出願を保有する多くの韓国企業が参加した。

懇談会で特許庁は、EV の高速充電および過熱防止技術に関する特許出願の動向および国内外の特許審査状況を紹介し、高品質の特許審査サービスを提供するために業界から技術開発の動向および知財権をめぐる困難についてヒアリングする一方、相互に関心を持つ課題についても意見を共有した。

【ここ10年（2011年～2020年）間の EV の高速充電および過熱防止技術分野における韓国の特許出願件数および年平均の出願増加率がいずれも世界2位】

ここ10年（2011年～2020年）間、五庁（IP5：日米欧中韓の知的財産庁）の EV 高速充電および過熱防止技術分野における全体の特許出願は年平均11%増え計10,469件に達している。

国別の出願人をみると、韓国は全体の特許出願の26%である2,726件となり、全体の28.4%の2,969件を出願した日本の次に件数が多く、中国（20.2%、2,112件）、米国（10.8%、1,129件）の順となっている。

また、同期間、韓国の年平均の出願増加率は13.5%と、中国の56.3%の次に伸び率が高く、米国11.7%、ドイツ6.4%の順となっている。つまり、韓国は特許出願件数と年平均の出願増加率いずれにおいても世界2位となっている。

特許庁の電気通信審査局長は「カーボンニュートラル時代において環境にやさしい EV の

普及拡大のためには、EV 充電インフラの拡充が求められており、そのコア技術である EV の高速充電および過熱防止技術を中心に充電インフラ分野の全体にわたって特許権を先取りすることが第一である」と強調し、「特許庁は業界とのコミュニケーションを重ね国際出願の競争力を高めるよう引き続き支援していく」と述べた。

2-7 韓・インドネシア特許庁が特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを実施

韓国特許庁 (2023. 12. 11.)

インドネシアと PPH を締結する国は韓国と日本だけ…現地進出する韓国企業の早期権利化を図る

韓国特許庁インドネシアに進出する韓国企業がより迅速に特許審査を受けられるよう支援する目的として特許審査はイウェア (PPH※) の試行プログラムを 12 月 8 日金曜日から始めると発表した。

※PPH(Patent Prosecution Highway) : 2 か国で同一の特許を出願した場合、先行庁で特許可能と判断された出願について後続庁においても簡易な手続きで早期審査が受けられる枠組み

【韓国・インドネシア特許庁間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを実施…韓国企業の現地での早期権利化が期待される】

今回の特許審査ハイウェイ (PPH) プログラムは、韓・インドネシア首脳会談 (9 月 8 日) および韓・インドネシア特許庁長官会合 (9 月 8 日) での合意に基づくものとして協定を締結した相手国で特許可能と判断された出願について簡易な手続きで審査が受けられ早期権利化を容易とする。つまり、両国間で「特許審査のハイウェイ」を建設することに例えられる。

現在、インドネシア特許庁では、特許権を獲得するまで約 40 か月がかかるとされるが、それより手続き期間が短い韓国特許庁で特許権を取得※した出願人であれば、その審査結果に基づきインドネシアでも出願の早期権利化ができる。

※韓国特許庁の特許審査の平均所要期間 : 18.4 か月 (2022 年)

【インドネシアは重要な貿易パートナー…インドネシアと PPH を締結している国は韓国と日本だけ】

世界知的所有権機関 (WIPO) で今年 11 月に発表した 2023 年世界知的財産指標 (World

Intellectual Property Indicators)によると、インドネシアでの特許出願件数は前年比13%増加※し計9,967件に達しており、このうち外国人による特許出願件数は8,418件と全体出願の84.5%を占めている。この数値からインドネシアが地理的にも成長ポテンシャルの観点からも重要な国であり、グローバル企業にとって技術革新の戦略的要衝として認識されていることがわかる。

※ [参考] 2022年世界全体の特許出願件数の伸び率は前年比1.7%

インドネシアは韓国にとっても重要な貿易パートナーであり投資国である。インドネシアは東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国のうち、韓国企業による特許出願件数が3番目に多い国として知財分野で協力を図る相手国である。さらに2022年には韓国企業によるインドネシアでの特許出願件数が前年比25%増加し、その重要性が増している。

<2022年、対インドネシア貿易の動向>

(単位：百万ドル)

	輸出※	新規法人※※	投資※※	出願※※
規模(ASEAN加盟国のうちの順位)	10,215 (5位)	49 (3位)	1,011 (3位)	473 (3位) ※※※

※韓国貿易協会、※※韓国輸出入銀行、※※※世界知的所有権機関（WIPO）

◆2022年の韓国によるASEAN加盟国での出願件数のランキング:①ベトナム(1,229件)、②シンガポール(498件)、③インドネシア(473件)、④タイ(245件)

今回、インドネシアが加わることで韓国とPPHを締結する国は38か国に増えた。さらに、インドネシアがPPHを締結している国は世界で韓国と日本だけであるため、今回の締結は非常に有意義である。

特許庁の特許審査企画局長は「特許審査を早期に受けられる制度的な基盤を設けることで迅速な権利化が可能になり、インドネシアに進出する韓国企業がより有効に知財権を保護できる点に意義がある」と述べた。

2-8 建設勤労者共済会と知財権保有企業への投資活性化に向けたMOU締結

韓国特許庁(2023.12.11.)

雇用部傘下の組織と初MOU締結…知財投資の拡大の呼び水に

韓国特許庁12月11日月曜日、政府大田庁舎(大田市西区所在)にて建設勤労者共済会と「革新的知的財産の保有企業への投資活性化に向けたMOU」を締結すると発表した。

今回の協力は、雇用労働部傘下の公共機関として投資およびベンチャー基金の造成などが可能な共済会との包括的な協力体系を構築することで、機関同士の協力を深め知的財産への投資活性化を促す目的の行政活動の一環である。

今後両機関は、革新的知的財産の保有企業を対象に投資活性化、共同投資方策の策定、知財価値評価の活用支援に向け協力し、有効に進めるために実務協議会を構成するなど、知的財産への投資活性化に拍車をかける。

これまで知財への投資は、政府主導で造成された投資基金（2006年から）により行われたが、今回の協力を通じて今後は資産運用が可能な公共機関でも投資が拡大すると期待される。

特許庁長は「今回の MOU 締結は、韓国国内における知財への投資が共済会をはじめさまざまな部門へと拡大するきっかけとなる点に意義がある」とし、「ベンチャー企業への投資が大きく委縮している今、市場で知財への投資が持続的に拡大していけるよう共済会と積極的に協力していく」と述べた。

共済会のキム・サンイン理事長は「共済会による投資資産の規模が拡大するにつれ、株式や債券など伝統的な投資だけでなく代替投資への重要性も増している」とし、「今回の協力によって、共済会が安定的に収益を確保できる新しい投資領域を発掘していく上でも役立つと思う」と述べた。

2-9 知財権保有のスタートアップ企業への投資誘致に向けたデモンストレーションデーを開く

韓国特許庁（2023. 12. 11.）

優秀な IP を持つスタートアップ企業へ投資誘致の機会を

韓国特許庁は 12 月 8 日金曜日、忠北創造経済革新センター（忠北道清州市所在）にて優秀な知的財産（IP）を保有するスタートアップ企業を発掘し、投資誘致の機会を提供するために「2023 知的財産（IP）スタートアップ企業のデモンストレーションデー」を開いた。

今回のイベントは、創業 7 年未満の企業を対象にスタートアップ企業の成長における知的財産（IP、Intellectual Property）の重要性を知らせ、IP を基盤に投資を受けられる機会を提供する趣旨である。

イベントには、投資者、スタートアップ企業の関係者、イ・インシル特許庁長、キム・ミョンギョ忠清北道経済部知事、ファン・チョルジュ韓国発明振興会長、イ・ジョンテク忠北創造経済革新センター長が参加してスタートアップ企業の夢と目標を応援する。

特許庁は、革新的なアイデアを持つスタートアップ企業を対象に知財権の強い確保を支援するために、IP ティディムドル（飛び石）、IP ナレ（翼）という支援事業を運営している。

全国 25 か所の知識財産センターを通じて IP 支援を受けたスタートアップ企業のうち 47 社を募集し、書類選考で 10 社を選ぶ。その企業を対象に 2 か月間 IR 相談および教育を行い、次の選考に進んだ優秀企業 5 社が最終的に IR 投資誘致を進める。

最終選考で選ばれた 5 社は、信用保証基金、技術保証基金、ベンチャーキャピタル、エクセラレーター（AC）などの投資家に自社の企業価値を発表して投資誘致の機会をもらえる。また、所定の賞金と特許庁長賞、韓国発明振興会長賞を受賞する。

特許庁長は「IP はスタートアップ企業の成長と成功に欠かせない」と強調し、「特許庁は未来産業の土台となる革新的なアイデアを持つスタートアップ企業を発掘し続け、革新的な IP を基盤にした投資誘致を図るために積極的に支えていく」と述べた。

2-10 韓国特許庁、産業財産権の登録原簿の情報が取得できる API サービスを提供する

韓国特許庁（2023. 12. 12.）

産業財産権の登録原簿の真偽確認が容易になる

韓国特許庁は 12 月 12 日火曜日から公共データポータル（data. go. kr）と特許路（patent. go. kr）にて産業財産権の登録原簿**の真偽および情報を簡単に確認できる API***サービスを提供すると発表した。

※特許路：大衆向け電子出願ウェブサイト

※※登録された産業財産権について情報を確認できる帳簿

※※※API（Application Programming Interface）：システム内部の情報をほかのシステムでも閲覧できるようデータの入出力形式を標準化して提供

産業財産権の登録原簿は、知財権担保融資、調達庁による優秀製品企業の選定などさまざまなエリアで活用されていたが、提出された登録原簿の真偽や内容を確認するためには

特許路にアクセスして知財権の権利事項を確認しなければならない不便があった。

これからは行政安全部の「第4次国会重点情報（データ）開放事業」から予算の支援を受け、金融業界、公共機関などの需要機関の内部システムから産業財産権の登録原簿の真偽や情報をリアルタイムで確認できるよう、登録原簿の真偽を確認する API サービスを提供する。

交付された時点の情報だけでなく照会する時点の権利情報も確認でき、事業者登録番号などで保有する権利のリスト照会など、さまざまな機能が提供され、需要機関が容易に登録原簿の真偽を確かめることで権利者の迅速な権利行使にも役立つと期待される。

特許庁の産業財産情報局長は「権利者の利便性向上や特許情報サービスの拡大のために特許情報に関わる API サービスを引き続き拡大していく」と述べた。

2-11 韓国特許庁が指定する知的財産の価値評価の専門機関が大幅に拡大される

韓国特許庁（2023.12.13.）

銀行、特許法人など評価能力を備えた 11 の民間機関を追加指定

韓国特許庁は 12 月 13 日水曜日、民間が主導する IP 価値評価の市場を活性化するために、発明などの評価機関として 11 の機関を追加指定すると発表した。革新的企業が資金を調達する手法である IP 金融がさらに活発化するきっかけになると期待される。

発明などの評価機関は、特許権など知的財産の経済的価値を算定する IP 価値評価の専門機関として、今回の追加指定により評価機関の数は 22 から計 33※に拡大される。

※（従前）22 の機関（公共機関 8、民間 14）→（2023 年 12 月 13 日から）33 の機関（公共機関 8、民間 25）

追加指定された評価機関は、新韓銀行、ハナ銀行、特許法人 SIGONG・RPM・YoungBEE・解顔、中小企業技術革新協会、株式会社 LEADAIGM グループ、株式会社 JD リサーチ、韓国技術信用評価、韓国特許評価など 11 か所である。

IP 価値評価は、知的財産の価値に基盤する融資・投資など IP 金融に多く活用され、最近の IP 金融の活性化※など評価へのニーズが増えている現状から発明などの評価機関を拡大すべきだとの業界からの指摘が多かった。

※IP 金融の規模（残高、兆ウォン）：（2021 年）6.0→（2022 年）7.8

これを受けて特許庁は、外部専門家による現場実査および指定審議などを経て新しく 11 の民間機関を発明などの評価機関として指定した。

特許庁の産業財産政策局長は「知的財産の価値を正しく評価し活用するためには発明などの評価機関の役割が大事だ」とし、「民間機関を中心に発明などの評価機関が大幅に拡大されただけに、新規の評価機関が市場に定着できるよう教育を行い、評価品質の管理も強化していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、水原地裁と「裁判所・調停連携制度」に関する業務協約を締結

韓国特許庁 (2023. 12. 1.)

知的財産紛争件数が上位 2 位の裁判所と連携して知財権をめぐる争いを迅速に解決する

来年から水原地裁裁判所に出された知的財産紛争（特許・商標・意匠・実用新案権、営業秘密および不正競争行為に係る紛争）を専門調停機関である特許庁の「産業財産権の紛争調停委員会」に連携して迅速に解決できる。

韓国特許庁と水原地裁、韓国知識財産保護院は 12 月 1 日金曜日、水原地裁と特許庁の産業財産権の紛争調停委員会の間で「裁判所・調停連携制度※」を実施することを柱とする三者業務協約を締結すると発表した。

※裁判所に係属中の事件を外部の専門調停機関に回付して処理する制度

今回の協約では、今年から産業財産権の紛争調停委員会が行っている「裁判所・調停連携制度」をソウル中央地方裁判所（知的財産紛争件数 1 位）に次ぎ、水原地裁（知的財産紛争件数 2 位）にも採用する。これにより産業財産権の紛争調停委員会は、知的財産権をめぐる訴訟が多く提起される 6 か所の地裁※のうち事件数が上位 2 位の裁判所と連携仕組みを構築する。

※2016 年、特許権など訴訟の管轄集中の施行により、特許・商標・実用新案・意匠・新品種保護権関連の民事訴訟第一審はソウル（中央地裁）・水原・釜山・大田・大邱・光州の 6 か所の地方裁判所に集中している

水原地裁が、知的財産の専門性が求められ調停による解決が望ましい場合、当該の事件を特許庁の産業財産権の紛争調停委員会に連携すれば、紛争調停委員会の事務局が当該の分野に高い専門性を持つ 3 人以内の調停部を構成して調停手続きを行う。

産業財産権の紛争調停委員会に回付した場合、平均処理期間は約 2 か月であり、追加費用がかからないため、調停が成立した場合、当事者は訴訟にかかる莫大な費用と時間を減らすことが期待される。

産業財産権の紛争調停委員会は、特許庁で知的財産紛争を迅速かつ効率に解決できるよう支援するために 1995 年設立された。別途の申請費用なしに専門家からの調停の結果を調べることができるため、個人・中小企業からの申請が 93%（2019 年から 2023 年 11 月まで）に達するなど、資本力が弱い個人・中小企業から高い関心を受けている。

2019 年には 45 件にとどまっていた調停の申請件数が 2023 年 11 月時点 145 件になるなど、申請件数が大幅に増えており、水原地裁と連携仕組みが構築される来年には調停の申請件数が 200 件を超えるとみられる。

訴訟中でなくても産業財産権をめぐる争いで困難を抱えている場合、個別に紛争の調停を申請できる。産業財産権の紛争調停委員会ウェブサイト（www.koipa.re.kr/adr）にて申請書をダウンロードし、詳細は事務局（1670-9779）から相談できる。

特許庁長は「知的財産権をめぐる紛争件数が 2 番目に多い水原地裁と業務協約を締結したことは有意義である」とし、「裁判所に係属中の知的財産紛争が調停により迅速に解決できるよう、裁判所・調停連携制度をより拡大していく」と述べた。

3-2 韓国特許庁、米国の IP 専門家が参加する「米国 IP 保護の研究会」を開催

韓国特許庁（2023. 12. 4.）

USPTO の審査官と現地弁護士らが米国での知財権保護戦略についてアドバイス

米国は韓国にとって主要輸出国であり世界経済の中心地として輸出依存経済の韓国には欠かせない市場である。韓国企業が米国で年間約 200 件以上の特許訴訟に関わっており、韓流ブームにより韓国ブランドのプレゼンスが高まるにつれ現地で模倣品の流通が拡散するなど、米国内での知財権保護の重要性が増している。

韓国特許庁は 4 日、11 月 29 日水曜日から 12 月 1 日金曜日までザ・リバーサイドホテル（ソウル瑞草区所在）にて米国の知財権専門家が参加する「米国知的財産（IP）保護の研究会」を開いたと発表した。

研究会は、米国に進出する韓国企業の現地での知財権保護を目的に開かれた。米国特許商

標庁（USPTO）と在米韓国人特許弁護士協会など米国現地の知財権専門家を招待して最新の米国における知財権保護戦略を共有した。研究会はオンラインの参加申請が早期締め切りとなり 3 日間企業家と弁理士・弁護士など約 350 人が参加するなど高い関心が寄せられた。

【一日目：米国における知財権保護制度の改善動向】

一日目には在米韓国人特許弁護士協会のキム・ソンフン会長、イ・ソンヒ弁護士と USPTO のチャールズ・キム局長が米国における知財権保護制度の改善動向と韓国企業の対応方策について発表した。

キム・ソンフン会長は、米国の特許無効審判（IPR）制度の高い無効率、裁判所手続きとの重複性などを改善するために、最近米国で発議された法律案（PREVAIL）が特許権者に参考になると述べ、法律案が成立すれば米国の特許訴訟戦略が変化を迎えると言及した。イ・ソンヒ弁護士は、特許法と技術発展の変化を見極めつつ状況に柔軟に対応し、さまざまな請求項の類型と範囲で特許を保護することを強調した。

【二日目：米国の特許紛争対応および保護戦略】

一日目に次ぎ、キム・ソンフン会長とチャールズ・キム局長、ジェームズ・リー審査官が米国の特許紛争対応および保護戦略について発表した。

キム会長は、最近の特許紛争の判例を分析し、明確な用語の定義、機能的クレームの明細書に明確な構造の記載、長期間の継続出願の戦略に対する制裁の可能性、審査手続きで引用資料を選定する際の注意点、特許証の再交付請求時に原発明の必須の構成要素の漏れに注意、博覧会に出品する前に出願、審判時に不利な実験結果も含めて公開、無効審判の請求人は先行資料へのアクセスの可能性を立証、共同発明者は特別に寄与すること、過度に広い権利範囲を持つ特許の請求項の無効リスクなど、米国で特許を確保する際の注意点について説明した。

キム局長は特許権の存続期間の延長、優先審査など請願（petition）手続きを有効に活用するためのノウハウを共有し、リー審査官は補正時に審査官との面談など審査官に直接補正の手続をとる方法などを活用するようアドバイスした。

【三日目：米国の商標・意匠の紛争対応および保護戦略】

最終日はキム・ヨンハ弁護士が米国の商標・意匠の紛争対応および保護戦略について発表した。

キム弁護士は、韓国国内の商標権を基盤に少ない費用で簡単に米国の商標権を確保できるマドリッド制度の活用を強調した。また、アマゾン、イーベイなど EC プラットフォームごとに知財権を登録し、各プラットフォームが提供する知財権保護制度を積極的に活用すること、必要であれば海外知識財産センターを通じて相談や法律諮問を受けることをアドバイスした。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の研究会は、米国に進出する韓国企業が有効な知財権保護戦略を設け、紛争が発生した際に対応できる環境を整える大事な機会になると思う」とし、「今後も輸出企業の海外知財権の保護に向けて支援を拡大していく」と述べた。

詳細は韓国知識財産保護院ウェブサイト (www.koipa.re.kr) に掲載する共有資料から確認できる。

3-3 韓国特許庁、「2023 模倣品の流通防止に向けた協議会の成果共有会」を開き

韓国特許庁 (2023. 12. 5.)

民間中心の模倣品の流通防止に向けたエコシステムづくりのため官民が協力する！

韓国特許庁が韓国国内外の商標権者や EC プラットフォームなど一丸となり模倣品の流通防止に向けた共同対応に拍車をかけている。

特許庁は 12 月 4 日月曜日、サンジョンホテル (韓国江南区所在) にて「2023 模倣品の流通防止に向けた協議会の成果共有会」を開いた。

模倣品の流通防止に向けた協議会 (以下、「協議会」とする) は、模倣品の流通に有効に対応するための官民協力ネットワークとして 2014 年 5 月発足以降、これまで政府・関係機関、商標権者、EC プラットフォームなど 90 か所の組織が参加している。

成果共有会は、ここ 1 年間の協議会の活動成果をはじめ商標権者、EC プラットフォーム※など事業主体が模倣品の流通防止に取り組んできた成果を発表する場である。

※クーポン、ネイバースマートストア、G マーケット、メタコリア、アリエクスプレスなど 6 社

今年協議会内に業種別の小会議体※を設けて運営することで各業種に向けた模倣品の流通防止の方策を立てそれに合わせた提案と情報を共有する基盤を作った。

※ハイブランド、中小・中堅企業の商標、衣類（ファッション）、運動（スポーツ）、生活用品、エンターテインメント、ECプラットフォームなど

これを通じて協議会の加盟会社は、韓国知識財産保護院、商標権者、ECプラットフォームが参加する「オンライン上の模倣品を取り締まる協力モニタリング」を始めて上半期には約5万5,000件の模倣品に対して販売中止の措置を取り約2兆5,000億ウォン規模の消費者被害額を予防し、10回にわたる懇談会を開いて事業者向け統合申告センターを開設することを提案するなど活発に活動している。

参加者は協議会が模倣品の流通情報の共有、協力モニタリング、懇談会、教育活動などを通じて商標権保護および健全な商取引に向けた秩序の確立に貢献していると評価する。

特許庁は、「民間中心の模倣品の流通防止に向けたエコシステムづくり」を来年の官民協力の方向として示し、①業種別の特徴を反映した小会議体の活動を強化し、②商標権者とECプラットフォームが模倣品の流通情報を有効に共有できるよう事業者向け統合申告センターの開設に取り組む。

特許庁の産業財産保護協力局長は「模倣品の流通は、①正当な権利者および消費者に財産上の被害を与えるだけでなく、②国民の健康と安全を脅かし、③韓国企業の商品開発への意志を低下させ、さらに④国家イメージにダメージを与える犯罪行為である」とし、「官民の専門家が緊密に協力する模倣品の流通防止に向けた協議会が大きな役割を果たすだけに『民間中心の模倣品の流通防止に向けたエコシステムづくり』を目指して手厚い支援を行う」と述べた。

協議会への加盟申請は、知識財産侵害のワンストップ申告相談センター（1666-6464）にて受け付けている。

3-4 韓国特許庁、「海外知財権紛争への対応戦略カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2023.12.11.）

海外知財権紛争への対応方向および優秀事例を紹介する

韓国特許庁は12月15日金曜日、ELタワー（ソウル良才洞所在）にて「海外知財権紛争への対応戦略カンファレンス」を開催すると発表した。

カンファレンスは、海外進出（予定）する企業および特許法人などを対象に海外で発生した知的財産権の紛争に対応して成果を上げた事例を共有して知財権紛争への対応能力の強化を図る目的である。

【特許および韓国（K）ーブランドの紛争対応の優秀事例を共有…知財権紛争の相談窓口も実施】

はじめに、海外知財権紛争（特許・K-ブランド）への対応戦略の支援事業である 2023 年度の主要成果と次年度の推進方向を紹介し、来年から新しく変わる海外知識財産センターの運営方向も紹介される。

特許の場合、韓国企業が特許不実施主体（NPE）※からの特許侵害訴訟で勝訴した事例をはじめに企業が保有する特許権の行使および事前対応の事例が発表される。

※特許不実施主体（Non-Practicing Entity）：保有する特許を活用して直接生産活動を行わず、特許権の行使だけで収益を生み出す事業者

商標・意匠（K-ブランド）の場合、海外進出している韓国企業の商標を無断使用した模倣品を摘発して民事訴訟で対応した事例に次ぎ、商標の冒認出願への対応事例、コンテンツの保護事例などが発表される。

<海外知財権紛争の対応戦略に関する支援事業の優秀事例>

▲ [特許事例]

（紛争状況）イメージセンサーを輸出する企業 A 社は、米国に製品を輸出しているが NPE から特許侵害を理由に訴えられ、製品の輸出中止という重大に危機に直面した

（対応戦略）A 社は支援事業を通じて原告側の主張および訴訟資料を分析して原告側の特許無効戦略、ライセンスの交渉戦略などを立てた→原告側は交渉を開始

（支援成果）訴訟が提起されて 7 か月に①支援事業に有利な特許ライセンスの契約を締結、②原告自ら訴えを取り下げ、特許侵害訴訟の早期終結などの成果を得た

▲ [商標・意匠（K-ブランド）事例]

（紛争状況）キャラクターのデザインが入った衣類を製造・販売する企業 B 社は、アクセサリー販売など海外事業を拡大していたが、中国でその企業の商標が無断使用され、模倣品が大量流通される被害を受けた

（対応戦略）B 社は支援事業を通じて侵害状況の調査および法律の検討などを行い、民事訴訟の対応戦略を立てて中国の反不正競争法および著作権法に基づき民事訴訟を提起

(支援成果) 中国裁判所から①不正競争行為および著作権侵害の中止、②計 100 万元 (約 1 億 8,000 万ウォン) の損害賠償の決定、③謝罪声明を新聞に掲載することなどの判決を受け勝訴

会場内では、相談窓口を設けて海外知財権紛争に関する個人相談が行われる。また、参加者と弁護士などの知財権分野の専門家との質疑応答、支援事業への詳細な案内などが提供される。

特許庁長は「今回のカンファレンスで発表される海外知財権紛争への対応事例は韓国の輸出企業が知財権の力を高める上で非常に参考になると思う」とし、「今後も輸出企業が知財権紛争で困難を抱えることがないように支援を強化していく」と述べた。

参加を希望する企業は 12 月 14 日木曜日までオンライン (<https://naver.me/FM1dCkzM>) にて申請できる。詳細については特許庁 (042-481-5278)、韓国知識財産保護院 (02-2183-5891) から確認できる。

3-5 韓国特許庁が「特許紛争リスク警報システム」を更新、海外での侵害被害を防ぐ 韓国特許庁 (2023. 12. 13.)

企業カスタマイズ型の特許紛争のリスク分析、特許不実施主体 (NPE) ・競合会社の特許紛争の動向などサービスを追加

韓国特許庁は、「特許紛争リスク警報システム」 (koipa.re.kr/ipalert、2023 年 3 月オープン※) を更新して 12 月 13 日水曜日から追加サービスを提供すると発表した。

※技術分野別の米国での特許紛争リスクレベル (非常に高い、高い、中程度、低い) 、紛争高リスクの特許リスト、企業の対応要領、特許紛争の予防・対応に関する政府の支援事業などを提供

今回の更新は、海外に進出する韓国企業が海外で起こり得る特許紛争リスクを予め把握して被害を予防できるよう、実際のユーザーである企業からの意見を積極的に反映して、①企業カスタマイズ型の特許紛争のリスク分析、②特許不実施主体 (NPE) ・競合会社の特許紛争の動向分析、③特許侵害の訴えが頻発する海外企業の情報など、サービスが加わられた。

【企業カスタマイズ型の特許紛争のリスク分析の情報を提供】

企業ごとに合わせて特許紛争のリスクを分析した情報を提供する。企業はウェブサイト
に会員登録すれば主力する技術分野に関して、最近の米国での特許紛争と紛争リスクが
高い特許、自社に特許紛争を提起する可能性が高いか訴訟中の事件が多い企業を確認で
きるため、海外での特許紛争リスクに予め対応することができる。自社が特許出願した主
要技術分野と技術分野別の出願件数を確認して技術開発と特許出願の方向を見直すこと
もできる。

【特許不実施主体（NPE）・競合会社の特許紛争のリスク分析の結果を提供】

海外の特許不実施主体（NPE）や競合会社の特許紛争のリスクを分析した結果を提供する。
ユーザーが海外企業の特許侵害訴訟、無効審判、米国国際貿易委員会（ITC）の訴訟など
特許紛争の履歴を確認して当該企業の特許訴訟戦略と最新の紛争動向を分析し予め対応
することができる。また、海外の競合会社が持つ特許を分析して主力技術分野と年度別の
特許権消滅の情報を確認し、自社の製品開発と特許確保の戦略策定にも活用できる。

【技術分野別に特許侵害の訴えが多い海外企業の情報を提供】

韓国企業が持つ海外の特許権の活動を高めるために技術分野別に特許侵害の訴訟件数が
多い海外企業の情報も提供する。特許侵害の訴えが頻発する企業は、他社の技術を模倣し
たり特許侵害の可能性の分析を怠ったりしたケースが多く、特許権を侵害する可能性が高
い。韓国企業が特許侵害の訴訟が頻発する企業の製品をモニタリングして特許権を侵害
したと判断されれば、警告状の発行など迅速に対応して被害を最小限に抑えることがで
きる。

ほかにも、▲年度別の米国・ドイツでの特許紛争の推移、▲紛争が発生する特許権リスト、
▲特許別の特許紛争・権利移転の履歴、▲半導体・ディスプレイ・二次電池などコア技術
の紛争リスクのレベル、▲特許紛争が急増する技術分野、▲技術分野別の紛争リスク変化
の分析の提供など、ユーザーの利便性を大幅に改善した。

特許庁長は「今回追加した企業カスタマイズ型の特許紛争のリスク分析、特許紛争が頻発
する海外企業の情報などを有効に活用すれば、韓国企業が主導的に海外での特許紛争を
予防し、特許権侵害による被害を最小限化する上で非常に役立つと思う」とし、「今後も
企業からの意見を積極的に反映して特許紛争リスク警報システムをさらに高度化してい
く」と述べた。

3-6 韓国知識財産学会と「メタバース上のも模倣品の流出防止」をテーマに討論会を開く

韓国特許庁（2023. 12. 14.）

仮想空間上の不法行為に関するルールなど不正競争防止法の改正法案について議論

仮想空間で起こる商品形態の模倣行為

A社はバッグで有名なハイブランドB社の同意なしに最近大ヒットしたB社のブランドバッグと同一の形のイメージをメタバース上で非代替性トークン（NFT）として販売して莫大な収益を上げた。

営業妨害を目的に不当な警告状を発送

C社は営業妨害を目的にライバル会社であるD社の取引先に「現在C社と取引中の製品は特許権を侵害した製品」という内容の虚偽の警告状を発送し、C社と取引先との間の契約が解除に至り莫大な損害を与えた。

韓国特許庁は韓国知識財産学会、韓国知識財産保護院と12月14日木曜日、韓国知識財産センター（ソウル江南区所在）にて「不正競争防止法の改正法案に関する討論会（以下、「討論会」とする）を開催すると発表した。

【仮想空間で起こる商品形態の模倣行為、営業妨害を目的に不当な警告状の発送など増加】

DXの加速化※につれ、仮想空間でも現実世界と類似の経済活動が可能になり、メタバース上でライバル会社の商品を模倣・販売するか展示するなど不正競争行為が増えている。

※メタバースに関わる年度別の特許出願件数：（2016年）536→（2021年）1,828

NFTに関わる年度別の特許出願件数：（2016年）2→（2021年）281

企業間の競争が激しくなり、知的財産の重要性に対する認識が高まる中で、ライバル会社を妨害する目的に知的財産を侵害したとの虚偽の警告状を発送するなど不当な不正競争行為が発生している。訴訟への対応能力が弱いスタートアップ企業・中小企業は、不当な警告状が多く送られる行為に対して適切な対応策を設けず、市場進出に支障をきたすなどの被害※もあらわになっている。

※知財侵害の虚偽の警告状による被害の影響：対応にかかる費用の負担増加（26.3%）、市場進出の遅延（21.3%）、売上高・事業拡大の機会を喪失（20.0%）（2022年、知財侵害の虚偽の警告状を受け取った実態調査、特許庁）

【新しい形の不正競争行為への対応に向け不正競争防止法の改正法案について議論】

時代の変化に合わせて健全な商取引の秩序を乱す新しい形の不正競争行為が現れている現状を受けて特許庁は適切な対応策を模索するために討論会を開く。討論会は 3 つのテーマに関して各テーマの発表および討論の順番で行われる。

- ① 延世大学法学研究院イ・イルホ博士は、仮想空間上で現実世界での他人の商品形態を模倣して展示するか、これを販売して収益を得る行為を制裁するための方策について主要国の事例を分析し、適切な立法方向などを提案する。
- ② 釜山大学法学専門大学院カン・ミョンス教授は、その役割が拡大している不正競争防止法が特許法・実用新案法・意匠保護法などほかの法律と適切に調和できる方策について発表する。
- ③ 全南大学法学専門大学院リュウ・シウォン教授は、不当な警告状の発送など虚偽事実の流布および誹謗行為に対して不正競争防止法に基づいた規律の必要性と具体的な改正法案について発表する。

特許庁の産業財産保護協力局長は「不正競争行為は、企業の立場からみて一生懸命に工夫してきた斬新なデザインやアイデアなどが一気に奪われる行為だ」とし、「今後も特許庁は健全な取引の秩序を乱す不正競争行為を根絶するために関連法律の所管部署として努力していく」と述べた。

討論会は特許庁の公式ユーチューブにて生配信される。

(https://www.youtube.com/channel/UCr_Zc3dPwBZa6wgjLrPwdyA)

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、「2023 商標ビッグデータカンファレンス」を開く

韓国特許庁（2023. 12. 5.）

商標の観点からわかる経済変化と産業動向の分析結果が共有される

#ゲーム会社の E 社は衣類の商標を出願（2018 年 4 月）した以降、アパレル業界と協業でゲームアバターの衣装および現実世界での衣類販売事業を始めた（2021 年 9 月）。

#食品メーカーのD社は認知機能分野の健康機能食品の商標を出願（2020年2月）した以降、関連する新商品を発売した（2020年8月）。

→企業による商標出願には今後のビジネス戦略が盛り込まれるため、商標ビッグデータから未来の産業変化を予測することができる。

韓国特許庁は12月5日火曜日、SOFITEL アンバサダーソウル（ソウル松坡区所在）にて「2023 商標ビッグデータカンファレンス」を開くと発表した。

【商標ビッグデータカンファレンス：商標の観点から経済変化や産業動向を分析した結果を共有】

カンファレンスは「商標ビッグデータと未来経済」というテーマで行われる。イ・インシル特許庁長、ペク・マンギ国家知識財産委員会の共同委員長、イム・ビョンフン INNO-BIZ 協会長、ユン・ミオク韓国女性ベンチャー協会長、ソン・スンウ韓国知識財産研究院長をはじめ商標ビッグデータの分析に関心のある産業界や学界の関係者約180人が参加する。

カンファレンスでは、「商標」の観点から経済の変化やさまざまな産業の動向を分析した結果が共有される。はじめに、商標ビッグデータの分析に関する最近の研究動向と発展方向を紹介し、次に景気変動が商標出願に与える影響に関する分析結果が紹介される。

また、産業工学、経営戦略、企業関係者などさまざまな分野の専門家が参加するディスカッションでは各界からの商標ビッグデータと未来経済に関する意見をヒアリングする。最後に、モビリティ、ゲームSW、ヘルスケア、電子製品など4つの産業別の分析事例から新しく出現するビジネスエリアを予想する※。

※カンファレンスのオンライン生配信：韓国特許庁ユーチューブにて提供
(youtube.com/kipoworld)

【商標ビッグデータから産業動向の分析は初めて…韓国経済の未来を読み解く】

特許庁は今年、国家機関・民間では初めて商標ビッグデータを基盤に産業動向を分析した。今回の分析から商標が景気に先行し商標と経済は緊密に影響していることがわかった。

ここ30年間の韓国国内の商標出願の情報を基に景気変動が商標出願に与える影響を分析した結果、企業が今後の景気見通しが良好だとみると商標出願が増加することがわかった。企業の規模別では、中堅企業、大手企業、小規模企業の順で景気変動によって商標出

願の件数が変わっている。つまり、変化に敏感に反応しながら事業拡大のためにさまざまなビジネスチャンスを探る中堅企業が最も多く影響を受けられると思われる。

産業別の分析結果でも、産業に先行する商標の動向がわかった。ここ10年間の韓国国内外の商標ビッグデータ※を分析したところ、モビリティ産業の場合、自転車・電動キックボードなどのシェアサービスが本格的に活性化した2017年より早い2013年から商標出願件数が増加している。ヘルスケア産業の場合も、デサンウェルライフ、アイセンス、インバディ、鍾根堂など主要企業は先行して商標出願を取得することで未来の事業展開に備えていることがわかった。

※五庁（日米欧中韓の知的財産庁）の出願統計を参考（2013年1月～2023年5月）

このように商標ビッグデータの分析から商標出願の確保が景気変動に先行することがわかり、これに基づいて今後の有望産業を予測し有効な情報として活用できると思われる。今後も特許庁は商標ビッグデータの分析事業を通じてさまざまな産業の動向とそこから得られるビジネスポイントをまとめて韓国企業が事業戦略を模索する上で活用できるようサポートしていく。

特許庁長は「企業のビジネス戦略がわかる商標ビッグデータは未来経済の羅針盤としての役割を果たすと思う」とし、「世界市場の争いの中で韓国企業がイノベーションを生み出し市場をけん引する上で商標ビッグデータを有効に活用してほしい」と述べた。

その他一般

5-1 高効率の環境配慮型青色量子ドットの特許出願の増加率、韓国が51.3%と世界トップ

韓国特許庁（2023.12.4.）

高効率の環境配慮型青色量子ドットの技術で次世代ディスプレイ市場をけん引する

#量子ドット（Quantum Dot）は、サイズによって色が変わる直径2～10ナノメートルの半導体結晶のことで、光安定性と色純度が高く明るさと消費電力が優れるため、ディスプレイ、太陽電池、バイオセンサーなどさまざまな分野に活用される。2023年ノーベル化学賞を量子ドットの発見と合成に貢献した科学者が受賞したことからその重要性がわかる。

#量子ドット素材の市場※は、2023年から年平均12.3%成長し、2034年には5.5億ドル

に達すると見込まれ、活用が最も多いとされる量子ドットのディスプレイ市場**は、2022年の40億ドルから年平均12.4%成長し、2030年には101.8億ドルに達するとみられる。

※IDTechEx, “Quantum Dot Materials and Technologies 2024-2034: Trends, Markets, Applications”, 2023.08.

**Virtue Market Research, “QLED/QD-OLED display market research report”, 2023.07.

#2006年、欧州連合（EU）が特定有害物質を含んでいる電子製品を制限した**以降、関連業界はカドミウムを含まない環境配慮型量子ドットを主要な開発方向としている。青色量子ドットは、赤や緑に発光する量子ドットに比べて寿命が短く効率が低いとされており、高効率の環境配慮型青色量子ドット**は次世代ディスプレイ分野のカギとなっている。

※電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用を制限するEUの規制（RoHS: Restriction of Hazardous Substances）：2006年に発効した電気・電子機器に含まれるカドミウム、鉛、水銀など特定有害物質の含有量を制限するEUの規制

**高効率の環境配慮型青色量子ドット：注入される電流に比べて放出や変換された光子数が多く、寿命が長くて有害物質を含まない青色に発効する直径2ナノメートル以下の半導体結晶

ここ10年間、次世代ディスプレイの中核素材とされる「高効率の環境配慮型青色量子ドット」の世界の特許出願は年平均27.8%増加している。同期間、韓国の特許出願は年平均51.3%増加し技術開発をリードしている。

【高効率の環境配慮型青色量子ドットの特許出願、ここ10年間年平均27.8%成長】

特許庁が五庁（IP5：日米欧中韓の知的財産庁）に出願された世界の特許を分析した結果、高効率の環境配慮型青色量子ドットの出願件数が2012年13件からここ10年間年平均27.8%増加し、2021年には118件となっている。とりわけ、129件が出願された前期5年（2012年から2016年まで）に比べ後期5年（2017年から2021年まで）には752件の特許が出願され、約5.8倍増加していることがわかった。

【韓国、年平均51.3%増加し世界トップ、出願件数も47.6%とトップ】

国別の出願人をみると、韓国の出願の増加スピードは年平均51.3%と世界トップであり、中国が年平均40.3%成長して2位となっている。

同期間、出願件数は韓国が 47.6% (419 件) と最も多く、2 位は中国 26.2% (231 件)、3 位はアメリカ 14.4% (127 件)、4 位は日本 5.8% (51 件)、5 位は欧州 5.2% (46 件) であり、登録特許の順位も同じとなっている。

【主要出願人 10 位内に韓国の出願人が 4 社と最多】

主要出願人は、韓国のサムスン電子が 32.7% (288 件) と最も多く、2 位は中国の TCL 14.8% (130 件)、3 位はアメリカのナノシス 10.7% (94 件)、4 位は韓国のサムスンディスプレイ 4.1% (36 件)、5 位はイギリスのナノコテク 4.0% (35 件) などとなっている。ほかには 9 位が韓国の弘益大学 (1.5%、13 件)、10 位が韓国のドンウファインケム (1.2%、11 件) となり、10 位内に韓国の出願人が 4 社と国別では最も多くなっている。

登録出願をみると、1 位サムスン電子 (29.7%、123 件)、5 位弘益大学 (2.4%、10 件)、6 位サムスンディスプレイ (2.2%、9 件)、6 位ドンウファインケム (2.2%、9 件)、9 位蔚山科学技術院 (1.7%、7 件) と 10 位内に韓国の機関が 5 つ入っている。

【高効率の環境配慮型青色量子ドットの技術、特許技術の成長段階のうち 2 段階の成長段階にある】

分析対象の期間を 4 区間に分けて出願人数と出願件数を両軸にした変化から特許技術の成長段階※がわかるが、高効率の環境配慮型青色量子ドットの技術は世界および主要国においてそれぞれ 2 段階の成長段階にあることがわかる。

※特許技術の成長段階: 1 段階 (胎動) - 2 段階 (成長) - 3 段階 (成熟) - 4 段階 (衰退) - 5 段階 (回復)

特許庁の半導体素材審査チーム長は「次世代ディスプレイ市場をリードするためには高効率の環境配慮型青色量子ドットの技術において特許を獲得することが何より重要だ」とし、「カーボンニュートラル、環境保護の時代の流れに合わせて韓国企業が高効率の環境配慮型ディスプレイ用の新素材を開発して市場をけん引するよう、高品質の審査のみならず関連する特許情報を引き続き提供していく」と述べた。

5-2 職業高校生向け「第 13 期 IP マイスタープログラムの修了・授賞式」を開催

韓国特許庁 (2023. 12. 7.)

産業現場の課題を職業高校の生徒が自らのアイデアで解決する

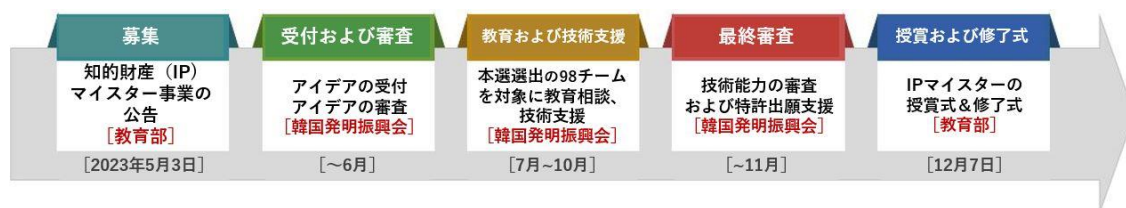
韓国特許庁と教育部、中小ベンチャー企業部が共同主催し、韓国発明振興会が主管する「第13期知的財産（IP）マイスタープログラムの修了・授賞式」が12月7日木曜日、KWコンベンション（大田市西区所在）にて開催される。

※知的財産（IP）マイスタープログラム：職業高校の生徒による知財権の出願および技術移転などを支援してクリエイティブな課題解決の能力を備える人材として育成する事業（2011年から実施）

「IPマイスタープログラム」は、企業が産業現場で抱えている課題をタスクとして提案すれば、職業高校の生徒らはそのタスクを解決するためにアイデアを共有して特許出願を行ったりプロトタイプを制作したりして技術人材としての能力を身に付けていく。

今年は33社の企業が産業現場のタスクを提案し、計1,029チームの生徒がアイデアを提出した。

このうち98チームが本選に進出し、知財の素養、IP専門家との相談、プロトタイプの制作など知財に関する深化教育を受けた。



本選に進出した98チームは知財教育を受けた後、弁理士、企業関係者、大学教授などが参加する審査委員会から審査を受け、そのうち50チームのアイデアが受賞作として選ばれた。

＜第13期IPマイスタープログラムの受賞チーム＞

賞名	学校名（地域）	受賞者の氏名	アイデア名
副総理兼教育部 長官賞（2点）	慶北機械工業高校（大邱）	ユ・ヒョンビン、ソ・ ヘウォン	自走式ベルトコンベ ア油回収機
	釜山機械工業高校（釜山）	ビョン・ジホ、イ・カ ンジェ、イ・セクン	防熱突起カバー型橋 梁土台
中小ベンチャー 企業部長官賞 （3点）	慶北機械工業高校（大邱）	ユン・ジュンホ、ジョ ン・スンミン	モーターコーヒー （MOTOR COFFEE）
	全北機械工業高校（全北）	キム・ユミン、イ・ソ ヌ、ソ・チャニョン	チップゼロ（チップ 処理装置）
	巨済工業高校（慶南）	キム・ジクオン、チャ	炎の飛散を防ぐ可変

		ン・ヨンジュン、キム・テヨン	式溶接機
特許庁長賞 (3点)	ミリン女子情報科学高校 (ソウル)	ジョン・ソニョン、イ・ジス、イ・ヘウォン	ゴミ火器（常に消火器の位置を気付かせる目的の消火器収納型ごみ箱）
	巨済工業高校（慶南）	ヤン・ジュンソ、ファン・ソジュン、クオン・ボムジョン	デジタル目地装置（職人でない人でも正確かつ迅速に目地施工が可能）
	水原ハイテック高校 (京畿)	ジョン・スルミ、カン・ヒス、ナ・ジャンホ	発電効果を活用したソーラーパネルの冷却装置

このうち 20 件のアイデアを必要とする企業へ技術を移転し、企業は技術移転料を奨学金として支援する。

イベントでは、授賞式および修了式のほかにも奨学生証書の授与、参加企業へ感謝状の贈呈、優秀なアイデアの発表などが行われる。

特許庁長は「IP マイスタープログラムは、職業高校の生徒が知財能力を高めるとともに産業現場での課題を自ら解決する教育カリキュラムである。今後も特許庁は、職業高校の生徒が産業界で求められる課題解決能力、知財を生み出す力を身に着ける技術人材として成長できるよう積極的に支援していく」と述べた。

5-3 韓国特許庁、「2023 生活発明コリア」の授賞式を開催

韓国特許庁（2023. 12. 14.）

女性による生活密着型の発明を募集…今年 10 周年を迎える

韓国特許庁が主催し韓国女性発明協会が主管する「2023 生活発明コリア」の授賞式が 12 月 13 日水曜日、科学技術コンベンションセンター（ソウル市江南区所在）にて開かれた。イベントには、イ・インシル特許庁長、キム・ハンジョン国会議員、キム・スンソン韓国女性発明協会会長をはじめ、知的財産分野の関係機関、受賞者、観客など約 150 人が参加した。

【両方向から角度調整できるタブレットケース（キム・ユナ氏）、大統領賞受賞】

大統領賞を受賞したキム・ユナ氏は、タブレット端末を使用する際に感じていた不便さを改善できる「両方向から角度調整できるタブレット端末用のケース」を発明した。

この発明は、横置き・縦置きの形が多い通常のタブレットケースを改善して横置き・縦置き両方に対応できるため、画面上に手書きをする際の利便性を高める。

【薬の収納箱（ファン・ウニョン氏）国会議長賞、キャンプ用のドーナツやかん（アン・ソユン氏） 国務総理賞を受賞】

国会議長賞を受賞したファン・ウニョン氏は、定期的に服用する薬を収納箱から取り出し蓋を閉めてボタンを押すと、服用の有無がチェックできる「薬の収納箱」を発明した。

国務総理賞を受賞したアン・ソユン氏は、鍋から損失される熱をドーナツ形のやかんに伝達してエネルギーを節約してくれる「キャンプ用のドーナツやかん」を発明した。

ほかにも、植木鉢に装着した機器に植物の情報を入力すると自動で水をやる「シングル植木鉢」、コンタクトレンズの使用期限が表示される「レンズ洗浄機」、ワンルームなど狭い住宅で暮らす一人世帯向け「垂直水平型の折りたたみ式アイロン台」など、最近の消費トレンドに合わせたアイデアが高い評価を受けた。

【日常生活の中のアイデアをビジネス化へ…イベント開催 10 周年を記念するポップアップストアもオープン】

10 周年を迎える生活発明コリアは、女性向け生活密着型の製品にかかわるアイデアを募集・選定し、さまざまな支援プログラムを提供することで女性の起業をサポートし雇用を創出する事業である。

今回応募されたアイデアは 1,967 件と、約 50 倍の高い倍率となった。選ばれた 39 件のアイデアを対象に今年 7 月から約 4 か月間、専門家によるメンタリング、プロトタイプ制作を経て特許権の出願、ビジネス化へのアドバイスなど、応募者個人に合わせたサポートを進めた。

このうち最終審査の対象作 30 件に対して国民参加の審査と専門家の審査を経て順位を決めた。

今回のイベントでは、10周年を記念するポップアップストアがオープンされ、これまでの支援を受けてビジネス化に成功し発売された製品約30点を展示した。また、オンライン上の参加者60人を招待して発明された製品をPRし、10周年を共に祝う時間を設けた。

特許庁長は「日常生活の中で感じてきた不便さを改善するために、さまざまなエリアで工夫を重ねてきた女性発明家の尽力に感謝する」とし、「夢と熱情を持つ多くの女性が知的財産を基盤に成長を図り、韓国の経済発展に貢献できるよう支援を拡大していく」と述べた。

5-4 半導体業界の退職人材を特許審査官として採用する特許庁、「人事革新優秀事例」の大賞を受賞

韓国特許庁（2023.12.15.）

審査業務サポートにかかわる事例は銅賞を受賞…2冠王を獲得したのは特許庁が唯一

韓国特許庁は15日、人事革新処が主管する「2023年人事革新優秀事例の大会」（12月13日）で「半導体業界の退職人材を特許審査官として採用することで韓国半導体の突出した技術力を確保する」事例が大賞（大統領賞）を受賞したと発表した。

また、「集中審査時間制および代表電話への対応システムを導入する」事例も銅賞（人事革新処長賞）を受賞して2冠王を獲得した。

大会では、中央部処、市・道教育庁、公共機関など69の機関が提出した計134件の人事制度の革新事例を対象に専門家、青年公職者による審査が行われた。このうち特許庁が唯一2点（大賞、銅賞）を受賞する機関となった。

【「半導体業界の退職人材を特許審査官として採用することで韓国半導体の突出した技術力を確保する」事例が大賞を受賞】

韓国の技術人材の海外転職による技術流出を防ぐために、半導体分野で定年退職を控える専門人材を任期付特許審査官として採用した事例が大賞に選ばれた。

この事例は、①海外へ転職する可能性が高い技術人材を国内で採用することで海外への技術流出を防ぐだけでなく、②半導体分野で迅速な特許審査を行うことで技術開発を促し、③優秀な技術人材を特許審査業務に投入して慢性的な審査業務の滞りを解消する、一石三鳥の効果があると評価された。

とりわけ、今回の事例は、先端技術の保護に対する韓国政府の意志と民間人材の専門性を公職に活かす公職人事の新しい試みがみられるという点から高く評価されている。

【「集中審査時間制および代表電話への対応システムを導入する」事例が銅賞を受賞】

また、「集中審査時間制と代表電話への対応システムを導入」したことで特許審査業務の効率性を大幅に向上した事例が銅賞を受賞した。

特許審査業務は、最先端技術に関する科学論文レベルの特許出願の願書を高度に集中して読み込む作業であるため、業務中、相談や問い合わせ電話、会議、業務指示などで審査業務が途中で途切れてしまうと、冒頭から読み直さなければならぬため、業務の効率性が大きく下がる恐れがある。

これを踏まえて特許庁は、午前 9 時 30 分から 11 時まで、午後 2 時から 4 時までは審査業務外の業務には一切対応しない「集中審査時間制」を導入し、審査課にかかってくる問い合わせ電話に対しては専担職人が対応する「代表電話への対応制」を行っている。この制度を進めるために、組織の働き方改革に取り組み、メッセージなど非対面形式に慣れている相談者の利便性を考えてオンライン上の審査答弁予約システムを開発するなど、働く環境の全般を改革した結果、業務の効率性が一段と改善している。

特許庁長は「技術保護という国家レベルの懸案に対応して特許審査という国民向けサービスを効果的に提供するために、さまざまな側面を見極めて導入した 2 つの制度が専門家や一般国民から高く評価され受賞した点は意義がある」とし、「今後も二次電池分野など先端技術保護への努力を拡大し、より高い品質の特許審査サービスを国民に提供できるように組織を挙げて取り組んでいく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム